

第7期策定に向けた進め方

2017年8月17日
第3回生駒市介護保険運営協議会

資料作成 エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
事業戦略コンサルティングユニット・産業戦略グループ
シニアマネージャー 吉田俊之

- 基本指針とは、介護保険法において、介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針のこと。
- 基本指針は、計画作成上のガイドラインの役割を果たす。

■サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

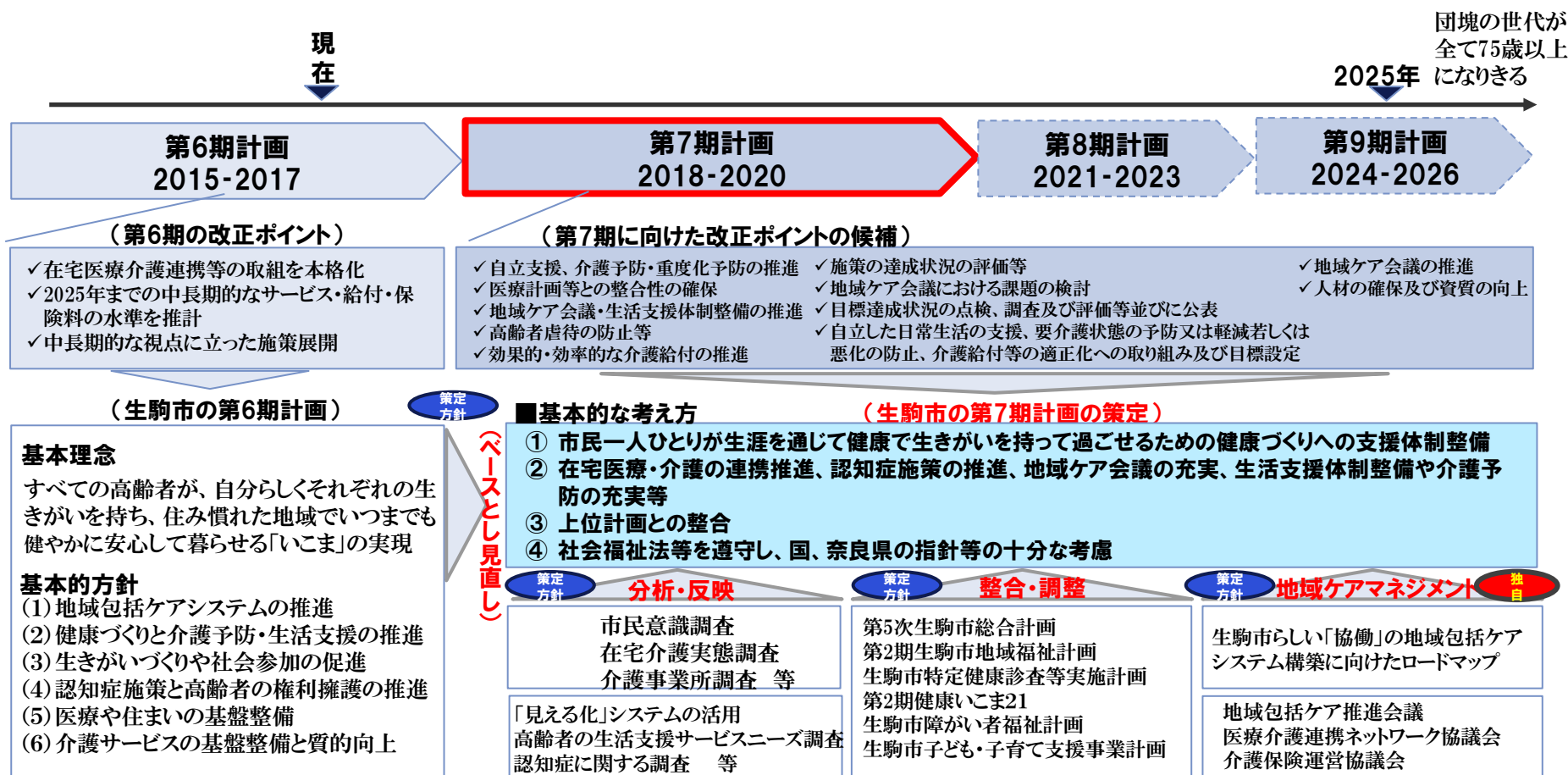
- 地域包括ケアシステムの基本的理念
- 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標
- 医療計画との整合性の確保
- 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
- 介護に取り組む家族等への支援の充実 新設
- 認知症施策の推進
- 高齢者虐待の防止等 新設
- 介護サービス情報の公表
- 効率的・効果的な介護給付の推進
- 都道府県による市町村支援等
- 市町村相互間の連携
- 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 新設

- PDCAサイクルの推進を前提とした保険者機能の強化や、地域全体でのまちづくりとの連動が重視される。
- 医療計画との整合を図るなど、地域の実情に応じた医療との連携・協働のあり方を検討する必要がある。
- サービスを必要とする本人ばかりではなく、家族や周囲の支え手、介護のある就労者への対応が求められる。

■第7期基本指針のポイント

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

- 第6期計画をベースとし、市民意識調査や在宅介護実態調査等を分析反映させ、新たな第7期計画の策定。
- 第5次生駒市総合計画等の上位計画との整合調整。
- 生駒市らしい「協働」の地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップと照らし合わせ地域マネジメントを回す計画の策定。



- PDCAサイクルを活用した第7期の策定が明記された。
- 情報収集→素案化→分析→検証可能な目標設定→検証方法の設定 の流れを想定する必要がある。

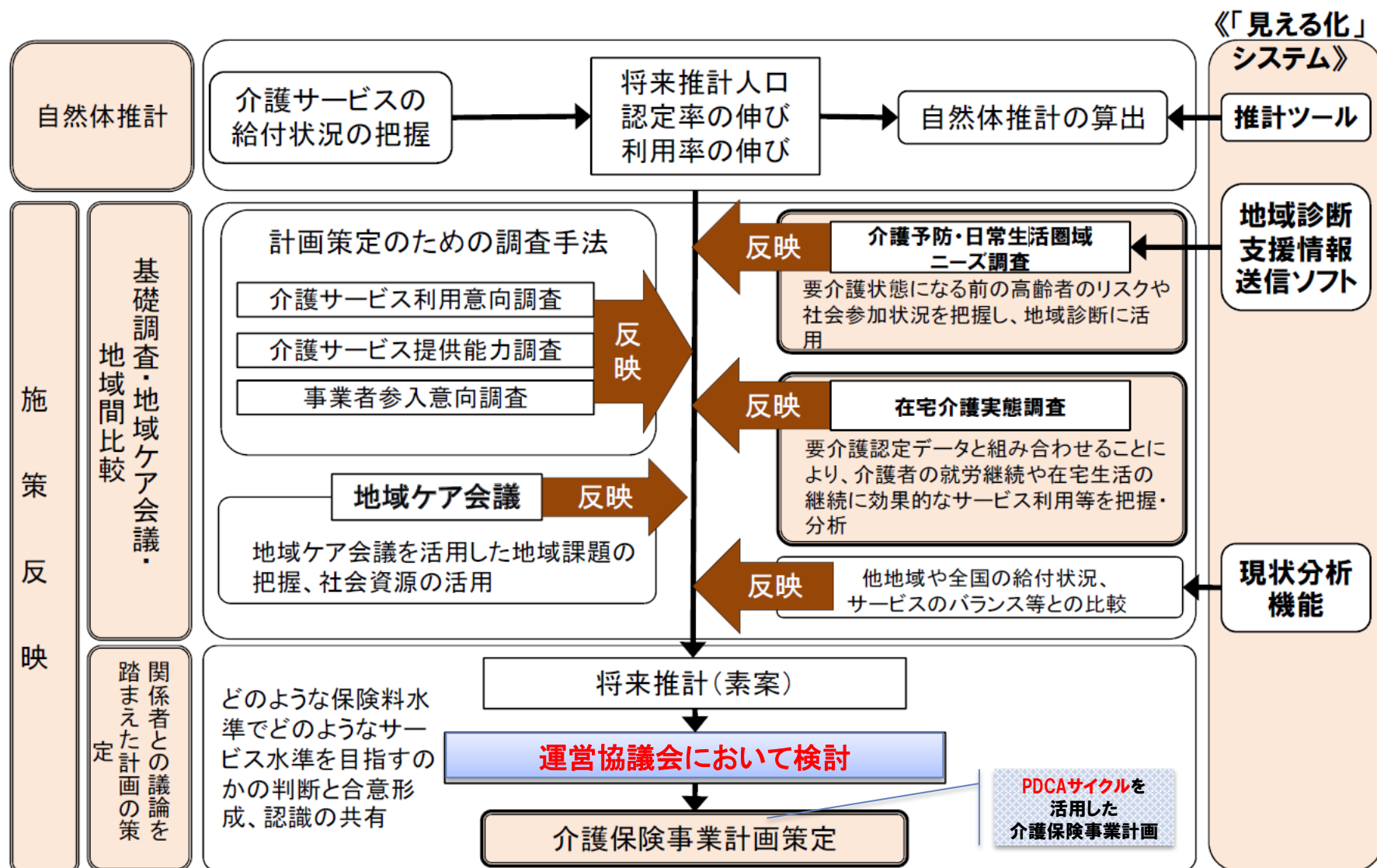
新設

■介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

高齢者の自立支援や重度化予防の取組みを推進するためには、PDCAサイクルを活用して市町村の保険者機能及び都道府県の保険者支援の機能を強化していくことが重要である。このため、2017年の法改正により、市町村及び都道府県が地域課題を分析し、地域の実情に即して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組みに関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされた。

(以下、略)

出典：介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件



地域の課題の把握と 社会資源の発掘

日常生活圏域ニーズ調査等

介護保険事業計画の策定のため日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の実態を把握

地域ケア会議の実施

地域包括支援センター等で個別事例の検討を通じ地域のニーズや社会資源を把握

※ 地域包括支援センターでは総合相談も実施。

医療・介護情報の「見える化」 (随時)

他市町村との比較検討

量的・質的分析

課題

□高齢者のニーズ

□住民・地域の課題

□社会資源の課題

- ・介護
- ・医療
- ・住まい
- ・予防
- ・生活支援

□支援者の課題

- ・専門職の数、資質
- ・連携、ネットワーク

社会資源

○地域資源の発掘

○地域リーダー発掘

○住民互助の発掘

事業化・施策化協議

地域の関係者による対応策の検討

介護保険事業計画の策定等

- 都道府県との連携
(医療・居住等)
- 関連計画との調整
 - ・医療計画
 - ・居住安定確保計画
 - ・市町村の関連計画 等
- 住民参画
 - ・住民会議
 - ・セミナー
 - ・パブリックコメント等
- 関連施策との調整
 - ・障害、児童、難病施策等の調整

地域ケア会議 等

- 地域課題の共有
 - ・保健、医療、福祉、地域の関係者等の協働による個別支援の充実
 - ・地域の共通課題や好取組の共有
- 年間事業計画への反映

具体策の検討

対応策の 決定・実行

■介護サービス

- ・地域ニーズに応じた在宅サービスや施設のバランスのとれた基盤整備
- ・将来の高齢化や利用者数見通しに基づく必要量

■医療・介護連携

- ・地域包括支援センターの体制整備
- ・医療関係団体等との連携

■住まい

- ・サービス付き高齢者向け住宅等の整備
- ・住宅施策と連携した居住確保

■生活支援／介護予防

- ・自助（民間活力）、互助（ボランティア）等による実施
- ・社会参加の促進による介護予防
- ・地域の実情に応じた事業実施

■人材育成[都道府県が主体]

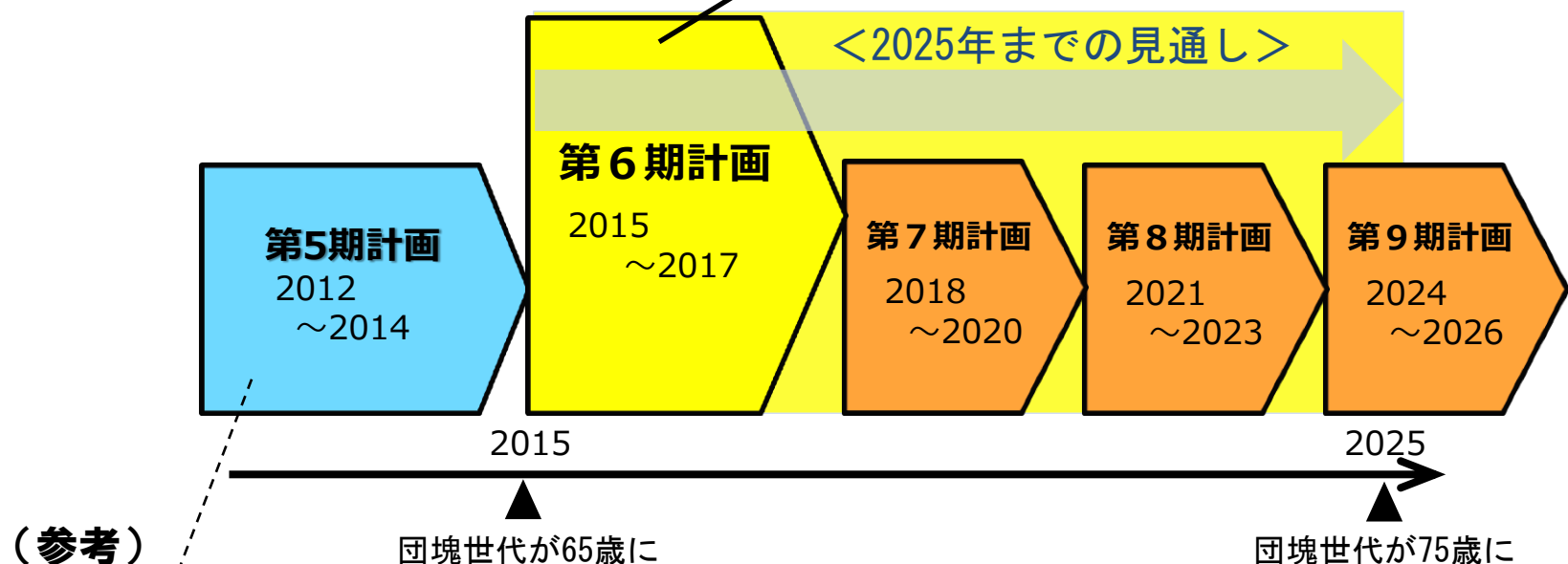
- ・専門職の資質向上
- ・介護職の処遇改善



APPENDIX

2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくもの。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



(参考)

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

①2025年のサービス水準等の推計

各保険者は計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画に記載する。

推計に当たっては、各保険者におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025(平成37)年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行うこと。

②在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって各保険者として方向性を提示する。

その際には、75歳以上高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要。

③生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取組を記載する。

平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、コーディネータの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めることを期待。

④医療・介護連携・認知症施策の推進

新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など各市町村の第6期における取組方針と施策を示す。第6期期間中に取組可能な市町村から順次具体的に実施。

⑤住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。